

奄美佳南園 重要事項説明書

(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第4670700121号)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
代表者氏名	理事長 青木 善治
法人本部所在地 (連絡先及び電話番号等)	静岡県浜松市中区元城町 218 番地 26 TEL 053-413-3300 FAX 053-413-3314
法人設立年月日	昭和 27 年 5 月 17 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地・概要

事業所名称	奄美佳南園(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)
介護保険指定 事業者番号	鹿児島県指定 [4670700121号] 指定短期入所生活介護事業所 平成12年3月30日指定 指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成18年4月1日指定
事業所所在地	鹿児島県奄美市名瀬平田町7番15号 ※ 当事業所は介護老人福祉施設 奄美佳南園に併設されています。
建物の構造	鉄筋コンクリート造4階建
建物の延床面積	4124.23㎡
管理者	村田 勇樹(むらた ゆうき)
連絡先 相談担当者名	TEL0997-52-8688・FAX番号0997-52-8695 奄美佳南園(職種 氏名)
事業所の通常の 事業の実施地域	通常の事業の実施地域は、奄美市名瀬の地区内とします。
入所定員	10名とします。ほか介護老人福祉施設の空きベッド数を利用します。

(2) 事業の目的

指定短期入所 生活介護サービス	社会福祉法人聖隷福祉事業団が設置・運営する短期入所生活介護事業所奄美佳南園が行う短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とします。 又事業所は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。この施設は、身体
--------------------	---

	上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方が利用いただけます。
指定介護予防 短期入所 生活介護サービス	日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態の維持や改善の可能性の高い軽度の要介護状態の利用者に対し「目標指向型アプローチ」を基本とした支援を提供し、生活機能の改善・生活不活発病の予防を行います。

(3) 運営方針

指定短期入所 生活介護サービス	<p>① 事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者及び利用者の社会的孤立感の解消等、利用者の家族が抱える身体的及び精神的負担の軽減を目指します。</p> <p>② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその置かれている利用者の立場に立って短期入所生活介護サービスを提供いたします。</p> <p>③ 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を目指します。</p> <p>④ 事業所が行うサービスの提供にあたって当該利用者及び他の利用者等の、生命又は身体を保護する為、緊急かつやむを得ない場合を除いて身体的拘束その他、利用者の行動を制約する行為を行いません。</p>
指定介護予防 短期入所 生活介護サービス	<p>① 事業所は、介護保険法令に従い、また事業所の職員は、利用者の心身機能の改善等を通じて利用者ができる限り要介護状態とならないように自立した日常生活を営むことが出来るように、必要な日常生活上の支援及び機能訓練、その他必要な援助を行います。</p> <p>② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護予防支援事業者やその他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を目指します。</p> <p>③ 事業所が行うサービスの提供にあたって当該利用者及び他の利用者等の、生命又は身体を保護する為、緊急かつやむを得ない場合を除いて身体的拘束その他、利用者の行動を制約する行為を行いません。</p>

(4) 居室の概要

当施設において以下の居室・設備をご用意しています。入所される居室は、原則として利用者の心身状況等を勘案して施設にて決めさせていただきます。(但し、利用者の心身等の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
従来型個室	8室	1室あたり面積 15.45㎡ 室内トイレ有り
多床室	8室	1室あたり面積 53.30㎡ (4人部屋)
多床室	4室	1室あたり面積 53.01㎡ (4人部屋)
多床室	2室	1室あたり面積 22.31㎡ (2人部屋)
居室合計	22室	
食堂	2室	1室あたり面積 100.06㎡各階1室

浴室	3室	機械浴2台（特殊浴槽1台）
医務室	1室	面積12.45㎡
静養室	1室	面積11.24㎡

※ 利用者から居室の変更希望の申出があった場合は、居室の空き状況により事業所において、その可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

※ 当事業所の建物内は全室空調設備を完備しております。

(5) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	事業所の性格上、年中無休24時間営業とする
-----	-----------------------

(6) 事業所の職員体制

職	職務内容
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ①従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 ②従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 ③利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 ④利用者へ短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画を交付します。 ⑤指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の実施状況の把握及び短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の変更を行います。
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導及び事業所の保健衛生の管理指導等を行います。
生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、生活相談に適切に応じると共に必要な援助、又入退所受付等の業務を行います。 ②利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 ③利用者へ短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画を交付します。 ④指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の実施状況の把握及び短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の変更を行います。
看護師・ 准看護師 (看護職員)	<ul style="list-style-type: none"> ①サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 ②利用者の静養のための必要な措置を行います。 ③利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ①短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。 ②利用者の自立支援及び日常生活の介護・相談及び援助業務を行います。

機能訓練指導員	① 短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。 ② 利用者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練業務を行います。
管理栄養士	① 施設の給食管理、利用者の栄養状態並びに心身の状況及び嗜好を考慮した食事の献立作成、摂取状況に応じた個別の対応による低栄養状態を改善するための栄養指導等の業務を行います。 ② 栄養改善サービスを行います。
事務職員	施設の庶務・会計事務・介護保険請求等の業務を行います。

事業所に勤務する職員・員数・及び職務内容は次の通りです。

<主な職員の配置状況・介護老人福祉施設兼務>

職 種	常勤換算	常勤基準
① 管理者（施設長兼務）	1名	1名
② 医師（非常勤・嘱託）	1名	必要数
③ 事務職員	3名以上	
④ 生活相談員	2名以上	1名
⑤ 介護職員	20名以上	20名
⑥ 看護職員	2名以上	2名
⑦ 機能訓練指導員（兼務）	1名以上	(1名)
⑧ 介護支援専門員	1名以上	1名
⑨ 管理栄養士	1名	1名

職員の配置については、指定基準を遵守しています。また、短期入所生活介護の従事者は、介護老人福祉施設の併設・空きベッド利用のため、当該介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員と協力してその業務に遂行いたします。

3 提供するサービスの内容について

(1) 提供するサービスの内容について

身体の介護に関すること	日常動作の程度により、必要な支援及びサービスを行います。 ① 排泄の介助 ②移動、移乗動作の介助 ③その他必要な身体の介助
入浴に関すること	家庭において入浴する事が困難な利用者に対し、必要な入浴サービスを提供します。 ①衣類着脱の介助 ②身体の清拭、洗髪、洗身 ③その他必要な入浴の介助 ④入浴又は清拭は週2回行います。
食事に関すること	食事を希望する利用者に対し、必要な食事サービスを提供します。 ④ 配膳、下膳の介助 ②食事摂取の介助 ③その他必要な食事の介助 ④食事時間は原則的に 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～とするが、利用者の心身的状況により食事の提供時間を変更することもある。
アクティビティサービスに関すること	利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることが出来るような生活援助や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供します。 ① レクリエーション ②各種行事への参加 ③機能訓練 ④休養（養護）

医療、看護に関すること	医療看護が必要な場合に次のサービスを提供します。 ④ 褥瘡等の予防、処置 ②主治医による往診 ③カテーテル等の管理 ④その他医師の指示による医療処置等
自動車による送迎に関すること	障害の程度、地理的条件、その他の理由により自動車による送迎を必要とする利用者については、必要なサービスを提供します。 ① 移乗、移動動作の介助 ②送迎
相談、助言に関すること	利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び援助を行います。

(2) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% (自己負担相当額)

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既の実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(3) 短期入所生活介護従業者・介護予防短期入所生活介護の禁止行為

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 サービス利用に関する留意事項

当事業所の利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限	利用にあたり、貴重品類、高額の現金は当事業所において責任を負いかねますので、ご了承お願い致します。また、ペット、危険物類はご遠慮ください。
(2) 面会	面会時間は定めておりません。夜間等は他の方の迷惑にならないようにご配慮ください。また、来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。なお、来訪される場合、飲食物（特に生もの）の持ち込みはご遠慮ください。
(3) 食事	食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意	<p>① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。</p> <p>② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。</p> <p>③ 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。</p> <p>④ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。</p>
(5) 喫煙	施設建物館内はすべて禁煙とします。

5 身元引受人

身元引受人をご指定下さい。身元引受人の主な責任は以下の通りです。なお、身元引受人は、民法（債権法）に定める保証人としての責任を負います。

(1) 重要事項説明書の各条項のほか、以下の各項目に従い債務を保証

- ① 連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。
- ② 前項の連帯保証人の負担は、極度 120 万円を限度とする。
- ③ 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(2) 入院等に関する手続き

(3) 契約終了後のご契約者受入先の確保

(4) ご契約者が死亡した場合のご遺体及び残置物の引き取り等

(5) 面談、その他ご利用者に関して必要と思われる事項

※ 身元引受人が役割を果たせなくなった場合には、あらたな身元引受人を立てていただきます。

6 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

その他の費用の請求及び支払い方法について

(1) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>② 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>③ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日頃までに利用者あてお届け（郵送）します。</p>			
(2) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>① サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(i) 事業者指定口座への振り込み</p> <table border="1" data-bbox="651 1944 1236 2085"> <tr> <td>鹿児島銀行 大島支店 普通 3016012</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 聖隷福祉事業団</td> </tr> <tr> <td>奄美佳南園 理事長 青木 善治</td> </tr> </table>	鹿児島銀行 大島支店 普通 3016012	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	奄美佳南園 理事長 青木 善治
鹿児島銀行 大島支店 普通 3016012				
社会福祉法人 聖隷福祉事業団				
奄美佳南園 理事長 青木 善治				

	(ii)利用者指定口座からの自動振替【利用翌月 25 日】 (iii)現金支払い ② お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
--	--

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定・要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定・要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」・「介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所生活介護計画」・「介護予防短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所生活介護計画」・「介護予防短期入所生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「短期入所生活介護計画」・「介護予防短期入所生活介護計画」に基づいて行ないます。なお、「短期入所生活介護計画」・「介護予防短期入所生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 短期入所生活介護従業者・介護予防短期入所生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 村田 勇樹
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施します。
- (5) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>(1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
<p>(2)個人情報の保護 について</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1.1 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医：氏名	
所属医療機関名等	
電話番号	
氏名及び続柄	
家族等連絡先	
電話番号	

1.2 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等・利用者に係る介護予防支援事業者（地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善案について、職員に周知徹底を図る体制を整備します。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。
- (4) 利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (5) 利用者に対する事故の状況および事故に際してとった処置について記録をします。
- (6) 利用者に対する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (7) 事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	賠償責任保険

1.3 心身の状況の把握

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1.4 居宅介護支援事業者等・介護予防支援事業者等との連携

- (1) 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供に当り、居宅介護支援事

業者・介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所生活介護計画」「介護予防短期入所生活介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に送付します。

1.5 サービス提供の記録

短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及びその内容、当該短期入所生活介護について、介護保険法第41条6項又は同法第53条2項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録に記載するものとします。

- (1) 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1.6 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、居宅サービス計画・介護予防支援計画（ケアプラン）がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

- (1) 当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- (2) その担当者は短期入所生活介護計画・介護予防支援短期入所生活介護計画の原案について、利用者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- (3) 短期入所生活介護計画・介護予防支援短期入所生活介護計画は、居宅サービス・介護予防支援計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、利用者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画・介護予防支援短期入所生活介護計画を変更します。
- (4) 短期入所生活介護計画・介護予防支援短期入所生活介護計画が変更された場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。
- (5) 利用者の状態の変化等で、サービス担当者会議の開催時には、担当者が必要時に出席します。

1.7 非常災害対策

- (1) 当事業所は、非常災害時に備え、消火・通報・避難その他必要な訓練を年2回以上実施します。
- (2) 当事業所は、消防法に準拠して防災計画を別に定めます。
- (3) 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に通知します。

- (4) 当事業所は、災害が発生した場合、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的実施します。
- (5) 当事業所は、災害の発生時には計画に従って速やかに必要な措置を行います。

18 衛生管理等

- (1) 当事業所は、利用者の使用する食器、その他の設備または飲料に供する水について衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び医療器具の管理を適正に行います。
- (2) 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
 - ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③ 事業所において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を年に2回実施します。
 - ④ 事業所は感染症が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を実施します。
 - ⑤ 感染症発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を行います。
 - ⑥ 前号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 苦情受付窓口担当者 長谷川 大 (生活相談員) 苦情受付責任者 村田 勇樹 (施設長)	所在地 鹿児島県奄美市名瀬平田町7番15号 電話番号 0997-52-8688 FAX 番号 0997-52-8695 受付時間 毎週月曜日～土曜日 9時～17時
奄美市役所高齢者福祉課	所在地 鹿児島県奄美市名瀬幸町25-8 電話番号 52-1111 受付時間 9時～17時
国民健康保険団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町7-4 電話番号 099-213-5122 受付時間 9時～17時

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、指定居宅サービスの提供に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	静岡県浜松市中区住吉二丁目12番地12号
	法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
	代表者名	理事長 青木 善治
	事業所名	奄美佳南園（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者	住所	
	氏名	印

身元引受人	住所	
	氏名	（続柄）印